

「ご家庭の粗大ごみ、何でも回収します」というチラシを見て業者に依頼した。初め「3万円くらい」と言っていた費用が実際の回収時には50万円近く請求された。廃品回収を頼む際に気をつけるべきことは何か。

(30歳代女性)

街の中を大音量で「廃品回収」をうたい巡回するトラックや、道路沿いの空き地に立てられた「無料回収」と書いたのぼり旗、「粗大ごみ回収します」と書かれポストに投げ込まれたチラシなどを、見聞きしたことがあるでしょう。

家庭から排出される不用品の回収には、原則として廃棄物処理法に基づく「『一般』廃棄物収集運搬業の許可」か、「市町村の委託」が必要です。依頼する場合、業者が無許可ではないか十分な注意が必要です。

具体的には、「一般」ではなく「『産業』廃棄物収集運搬業許可〇〇号」や、「古物商許可〇〇号」をうたい、家庭から出る不用品回収をしているのは無許可業者となります。

こうした業者に頼んでしまうと高額な処理料金を請求されたり、不法投棄、鉛など有害物質の流出といった環境破壊につながったりする恐れがあります。絶対に利用してはいけません。

トラブルや環境破壊を防ぐには、正しいルールを知ることが大切です。まず、住んでいる市町村の廃棄物・リサイクル担当部署に問い合わせてみてください。

家電のうちテレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機の「家電4品目」は、家電リサイクル券を購入して貼り、電器店などに引き取ってもらいましょう。まだ使える家電は信用できるリユース（中古）ショップに買い取ってもらうことも得策です。

正しいリサイクルで、自然環境と財布に優しい生活を送ってください。